

II 就学事務

1 就学先の通知

日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に基づき、保護者は、その保護する子女を満6歳に達した日の翌日以後の最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの9年間、小・中学校又は特別支援学校の小学部・中学部に就学させる義務を負っています。この義務に基づく必要な手続に関しては、学校教育法施行令に定められています。

なお、学校教育法においては、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、就学義務を猶予又は免除することができる旨が規定されていますが、これは就学義務の例外的措置として扱われるべきものです。

(1) 小・中学校へ就学する場合

小・中学校への就学が適当と判断された児童生徒については、前年度の1月末までに、市町村教育委員会から保護者に対し、就学通知を發出します。

(学校教育法施行令第5条第1項及び第2項)

また、市町村教育委員会は、これと同時に、当該児童生徒が就学する小・中学校の校長に対しても、当該児童生徒の氏名及び入学期日を通知します。(学校教育法施行令第7条)

(2) 特別支援学校へ就学する場合

特別支援学校への就学が適当と判断された児童生徒については、前年度の12月末までに、市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対し、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知します。(学校教育法施行令第11条第1項)

都道府県教育委員会は、当該通知を受けた児童生徒について、保護者に対し、小・中学校と同様、前年度の1月末までに、特別支援学校への就学通知を發出します。

(学校教育法施行令第14条第1項)

また、都道府県教育委員会は、これと同時に、当該児童生徒が就学する特別支援学校の校長に対しても、当該児童生徒の氏名及び入学期日を通知するとともに、市町村教育委員会に対しても、当該児童生徒の氏名、入学期日及び指定した特別支援学校を通知します。

(学校教育法施行令第15条第1項及び第2項)

(3) 区域外就学等の届出があった場合

区域外就学等の届出があった場合においては、住所の存する市町村教育委員会における以降の手続は停止されます。(学校教育法施行令第5条第3項及び第11条第3項)

なお、既に市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対し、特別支援学校に就学することが適当である旨が通知された後に区域外就学等の届出があった場合においては、都道府県における特別支援学校への就学通知の發出に向けた手続を停止する必要があることから、区域外就学等の届出があった旨を、市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して通知します。

(学校教育法施行令第13条の2及び第14条第3項)

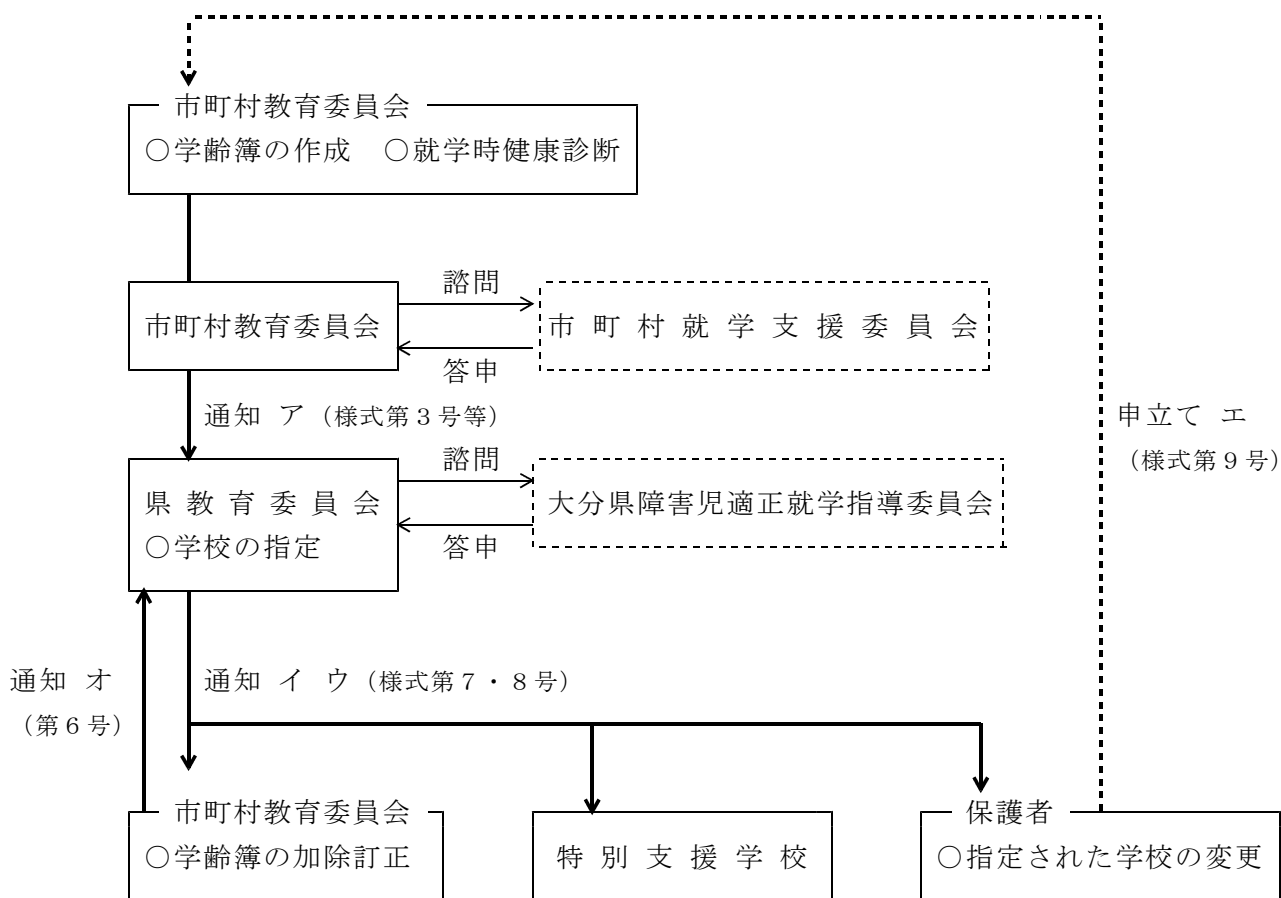
3 具体的な就学事務手続

(1) 新たに学齢に達し、特別支援学校へ入学するとき

市町村教育委員会は、就学時健康診断の実施等により障がいのある児童の障がいの程度や発達の段階を把握するとともに、当該児童の保護者の特別支援学校への就学に関する意向や市町村就学支援委員会委員の意見を聴取します。それらの結果、特別支援学校への就学が適当と判断した児童について、関係書類を添えて氏名等を県教育委員会へ通知します。

県教育委員会は、市町村教育委員会の通知を受け、当該児童が就学する特別支援学校を決定し、市町村教育委員会、当該特別支援学校長、当該児童の保護者へ入学期日等を通知します。

特別支援学校への就学に係る以上の事務手続は、下図のように整理されます。



ア 市町村教育委員会から県教育委員会への通知

市町村教育委員会は、県教育委員会へ、翌年度初めから三月前（12月31日）までに、学校教育法施行令第2条に規定する者で、特別支援学校への就学が適当と判断した者の氏名及び特別支援学校への就学が適当である旨を、様式第3号により通知します。

その際、以下の資料を添付します。

- ・当該児童の個人判定表（別紙様式①）
- ・医師診断書（別紙様式②）
- ・生育歴調査書（別紙様式③）
- ・障がい種別調査書（別紙様式④～⑩）
- ・学齢簿謄本

イ 県教育委員会から当該児童の保護者への通知

県教育委員会は、学校教育法施行令第11条の通知を受けた当該児童の保護者に対し、翌年度初めから二月前（1月31日）までに入学期日及び就学させる特別支援学校を、様式第7号により通知します。

ウ 県教育委員会から当該特別支援学校長及び市町村教育委員会への通知

県教育委員会は、当該児童を就学させる特別支援学校長、当該児童の住所の存する市町村教育委員会へ、翌年度初めから二月前（1月31日）までに、当該の児童の氏名及び入学期日並びに就学させる特別支援学校を、様式第8号により通知します。

エ 保護者から県教育委員会への申立て

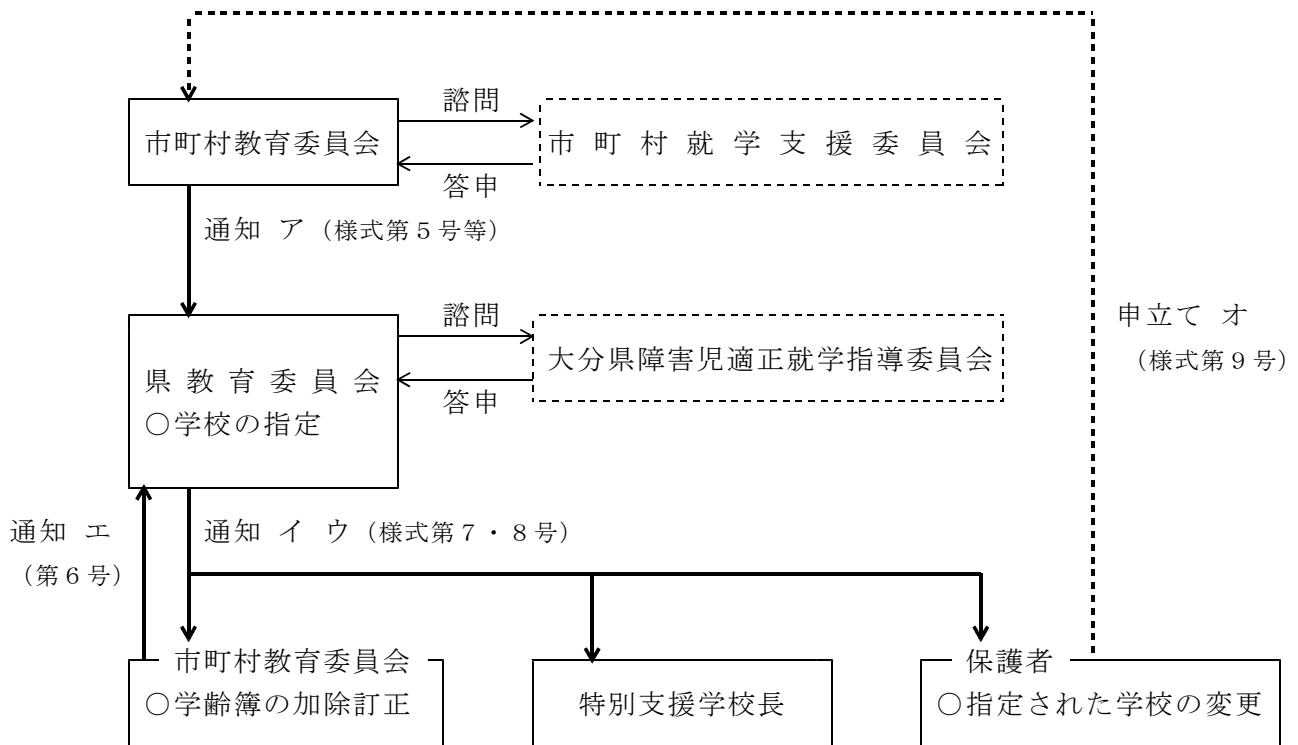
イの通知を受けた保護者は、県教育委員会に対し、指定した学校の変更について申立てをすることができます。

その場合は、変更を希望する理由等を様式第9号に記入し、市町村教育委員会を經由して県教育委員会へ提出します。

オ 市町村教育委員会から県教育委員会へ学齢簿の加除訂正の通知

市町村教育委員会は、学校教育法施行令第11条の規定により県教育委員会へ送付した謄本に係る学齢簿の原本に加除訂正をしたときは、加除訂正をした学齢簿の謄本を添付して様式第6号により県教育委員会へ速やかに通知します。

(2) 就学義務の猶予・免除を受けている者が編入学するとき



ア 市町村教育委員会から県教育委員会への通知

市町村教育委員会は県教育委員会へ、様式第5号で、視覚障がい者、聴覚障がい者又は知的障がい者、肢体不自由者若しくは病弱者でその障がいの程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する程度に該当し、総合的な判断により特別支援学校への就学が適当とした者の氏名等を通知するとともに、当該児童生徒の個人判定表（別紙様式①）医師診断書（別紙様式②）生育歴調査書（別紙様式③）障がい種別調査書（別紙様式④～⑩）及び学齢簿謄本の写し等を送付します。

イ 県教育委員会から保護者への就学通知

県教育委員会は保護者へ、様式第7号で、入学期日及び就学させるべき特別支援学校を通知します。

ウ 県教育委員会から特別支援学校長と市町村教育委員会への通知

県教育委員会は、就学させるべき特別支援学校長と当該児童の住所の存する市町村教育委員会へ、様式第8号で、当該の児童生徒の氏名及び入学期日並びに就学させるべき特別支援学校を通知します。

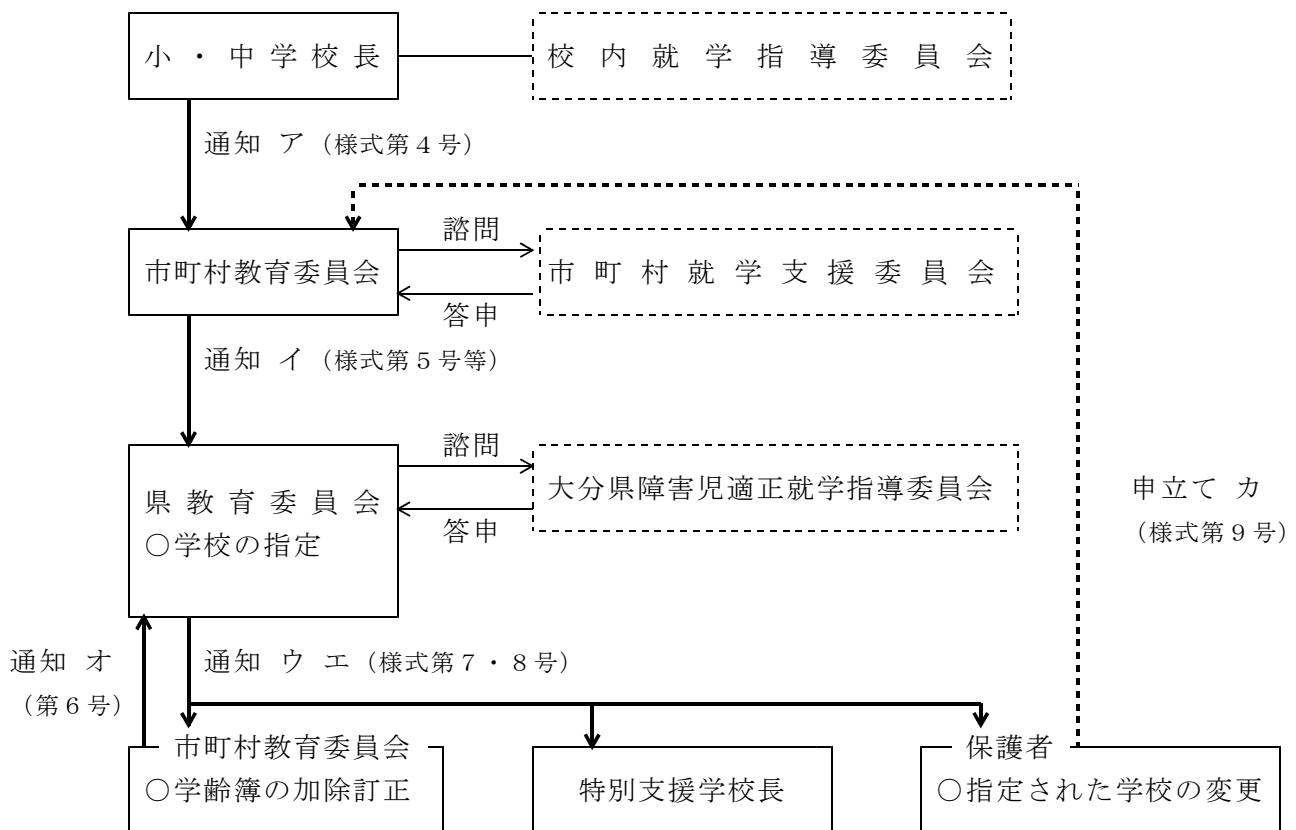
エ 市町村教育委員会から県教育委員会への通知

市町村教育委員会は県教育委員会へ、速やかに、様式第6号で、学齢簿の加除訂正について通知します。

オ 保護者から県教育委員会への申立て

保護者は県教育委員会へ、市町村教育委員会を経由して、様式第9号で指定した学校の変更について申立ての手続きをとることができます。

(3) 小・中学校から特別支援学校へ転学するとき



ア 小・中学校長から市町村教育委員会への通知

小・中学校の校長は、在学する障がいのある児童生徒について、その障がいの状態等の変化により小・中学校に就学させることが適当でなくなったと思料する場合は、市町村教育委員会へ、速やかに、様式第4号で、その旨を通知します。

イ 市町村教育委員会から県教育委員会への通知

市町村教育委員会は、上記アで通知を受けた学齢児童生徒について、市町村就学支援委員会で十分に審議し、総合的な判断により特別支援学校への就学が適当とした者の氏名及び特別支援学校に就学させることが適当である旨を県教育委員会へ、様式第5号で通知するとともに、当該児童生徒の個人判定表（別紙様式①）医師診断書（別紙様式②）生育歴調査書（別紙様式③）障がい種別調査書（別紙様式⑨～⑮）及び学齢簿謄本等を送付します。

ウ 県教育委員会から保護者への就学通知

県教育委員会は保護者へ、様式第7号で、入学期日及び入学すべき特別支援学校を通知します。

エ 県教育委員会から入学すべき特別支援学校長と市町村教育委員会への通知

県教育委員会は、入学すべき特別支援学校長と当該児童の住所の存する市町村教育委員会へ、様式第8号で、氏名および入学期日と入学すべき学校を通知します。

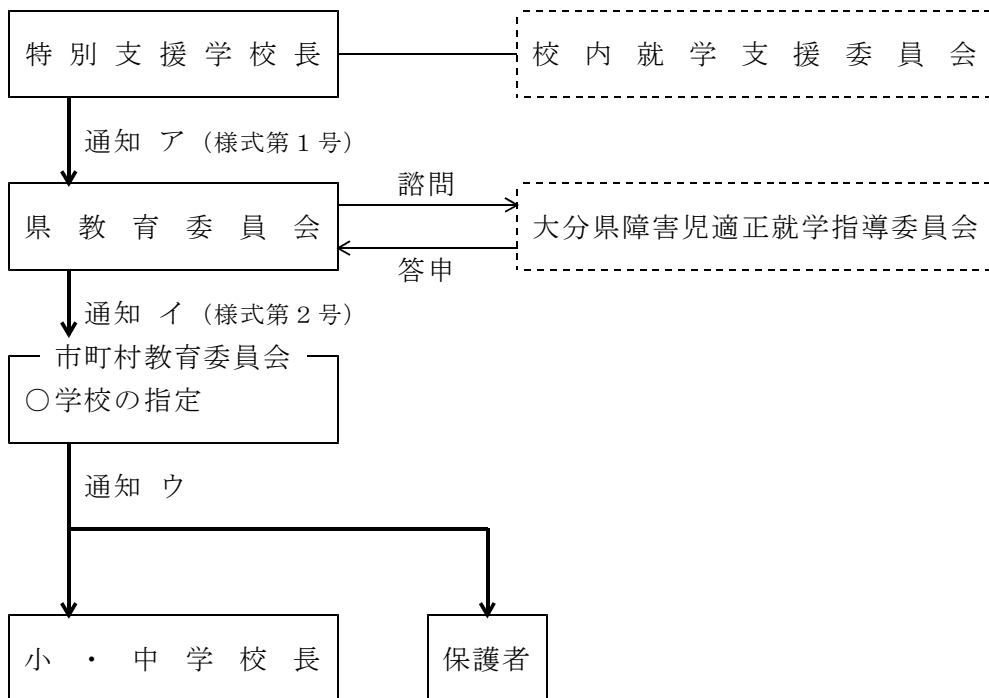
オ 市町村教育委員会の学齢簿の加除訂正の通知

市町村教育委員会は県教育委員会へ、速やかに、様式第6号でその旨を通知します。

カ 保護者から県教育委員会への申立て

保護者は県教育委員会へ、市町村教育委員会を経由して、様式第9号で指定した学校の変更について申立ての手続きをとることができます。

(4) 特別支援学校から小・中学校へ転学するとき



ア 特別支援学校長から県教育委員会への通知

特別支援学校長は、在学する学齢児童生徒で、その障がい等の変化により小・中学校への就学が適当と思料する場合（a）または、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者でなくなった者等がある場合（b）は、県教育委員会へ、速やかに、様式第1号で、その者の氏名、その旨、当該児童生徒の住所及び生年月日、保護者名を通知します。

イ 県教育委員会から市町村教育委員会への通知

県教育委員会は、上記アの通知を受けた学齢児童生徒について、その住所の存する市町村教育委員会へ、速やかに、様式第2号で、その学齢児童生徒の氏名とその旨等を通知します。

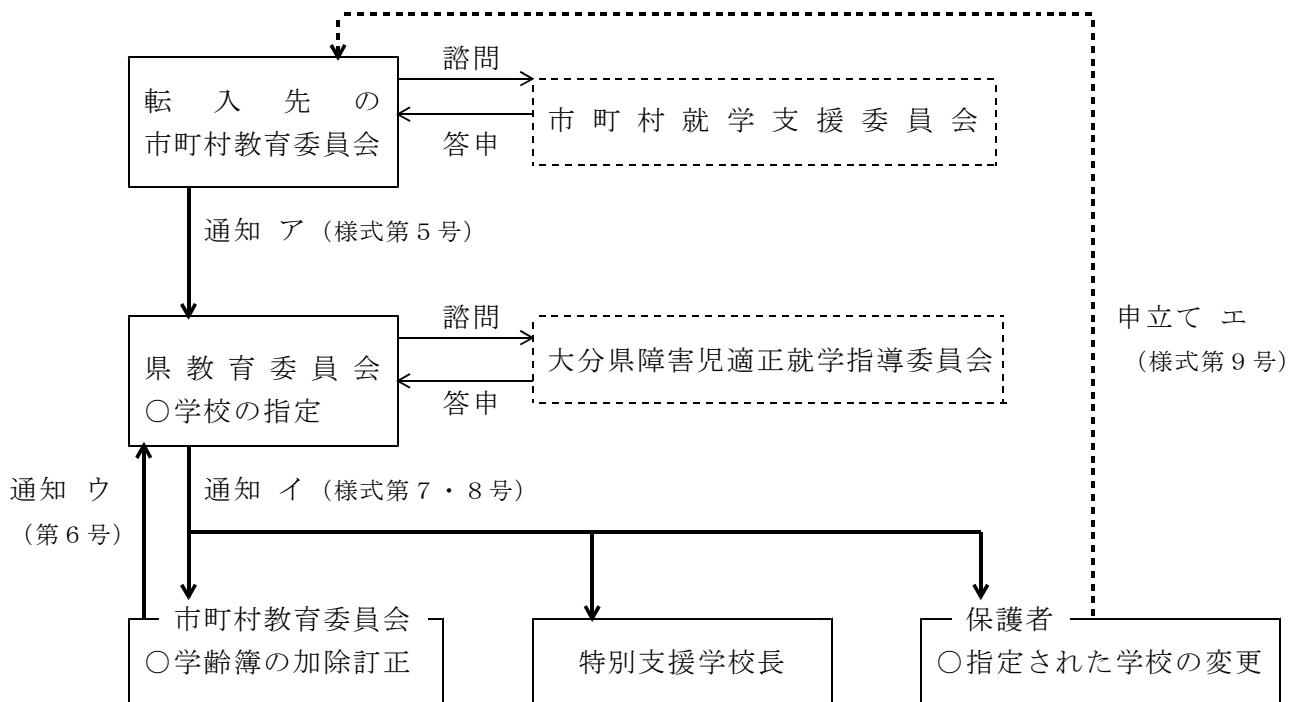
ウ 市町村教育委員会から保護者等への就学通知

市町村教育委員会は、上記イの通知を受けた（a）の児童生徒について再度就学先の検討を行い、新たに小・中学校へ就学させるか、引き続き特別支援学校に就学させるかの判断を行い、保護者及び当該小・中学校長へ、速やかに、学校の指定等の通知をします。

なお、上記イの通知を受けた（b）の児童生徒に対しては、速やかに小・中学校への就学の通知をします。

(5) 県内の特別支援学校から県内の特別支援学校へ転学するとき

他市町村への住所変更を伴う場合



ア 市町村教育委員会から県教育委員会への通知

市町村教育委員会は県教育委員会へ、速やかに、様式第5号で、特別支援学校に在籍する学齢児童生徒が転居等により、新たに学齢簿に記載されることとなった者がある場合は、当該児童生徒の氏名及び特別支援学校に就学することが適当である旨を通知します。

なお、在籍する特別支援学校と障がい種別の違う特別支援学校への就学を希望する場合は、当該児童の個人判定表（別紙様式①）医師診断書（別紙様式②）生育歴調査書（別紙様式③）障がい種別調査書（別紙様式⑨～⑮）及び学齢簿謄本等を併せて送付します。

イ 県教育委員会から保護者等への就学通知

県教育委員会は保護者へ、速やかに、様式第7号で、入学期日と就学すべき特別支援学校を通知します。

また、転入する特別支援学校長と転出した特別支援学校長及び当該児童生徒の住所の存する市町村教育委員会へ、様式第8号で通知します。

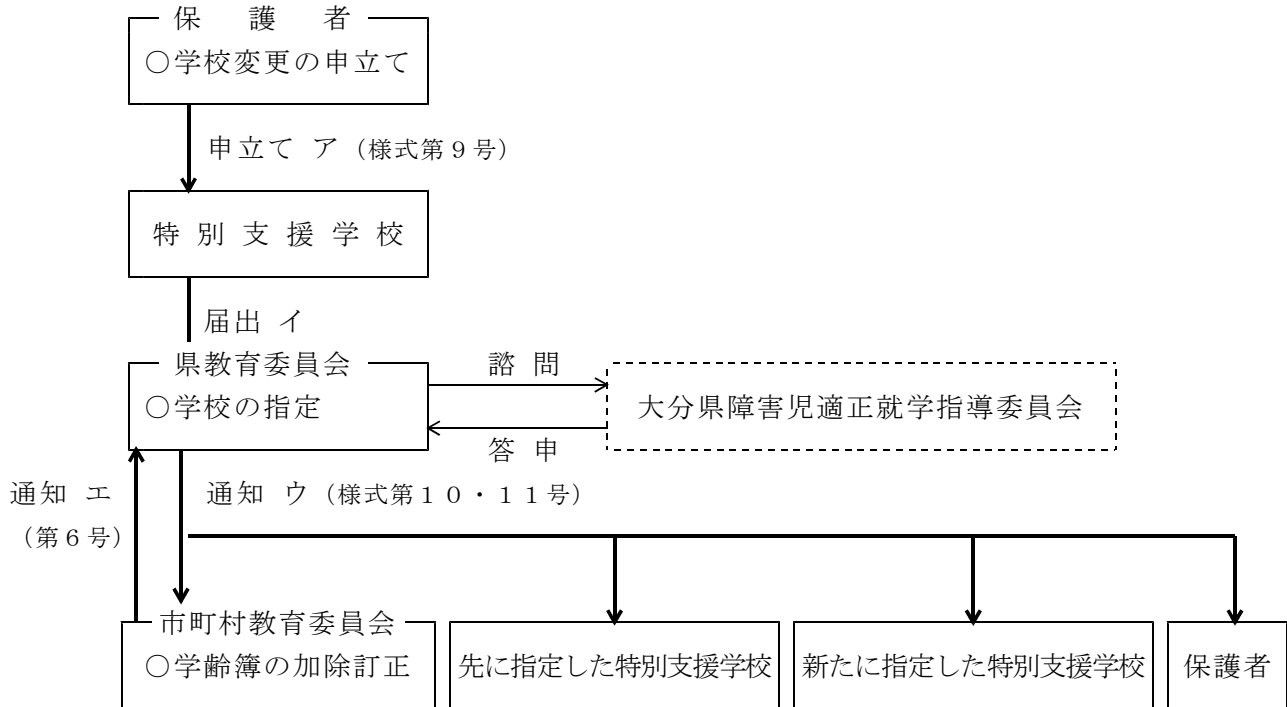
ウ 市町村教育委員会から県教育委員会への通知

市町村教育委員会は県教育委員会へ、様式第6号で学齢簿の加除訂正を通知します。

エ 保護者から県教育委員会への申立て

保護者は県教育委員会へ、様式第9号で、市町村教育委員会を經由して指定した学校の変更について申立ての手続きをとることができます。

他市町村への住所変更を伴わない場合



ア 保護者から県教育委員会への申立て

保護者は様式第9号で、在籍する特別支援学校を経由して、県教育委員会へ指定された学校の変更について申立てます。

イ 特別支援学校から県教育委員会への届出

特別支援学校は県教育委員会へ、保護者からの指定された学校の変更申立てとその旨について届けます。

なお、在籍する特別支援学校と障がい種別の違う特別支援学校への就学を希望する場合は、当該児童の医師診断書（別紙様式②）障がい種別調査書（別紙様式⑨～⑮）等を併せて送付します。

ウ 県教育委員会から保護者等への就学通知

県教育委員会は、学校教育法施行令第14条第2項（特別支援学校の指定）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した特別支援学校を変更することができます。

この場合は、速やかに、様式第10号で、申立てをした保護者・先に指定した特別支援学校長及び学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会へ指定を変更した旨を通知するとともに、様式第11号で新たに指定した特別支援学校長へ、当該児童生徒の氏名及び入学期日を通知します。

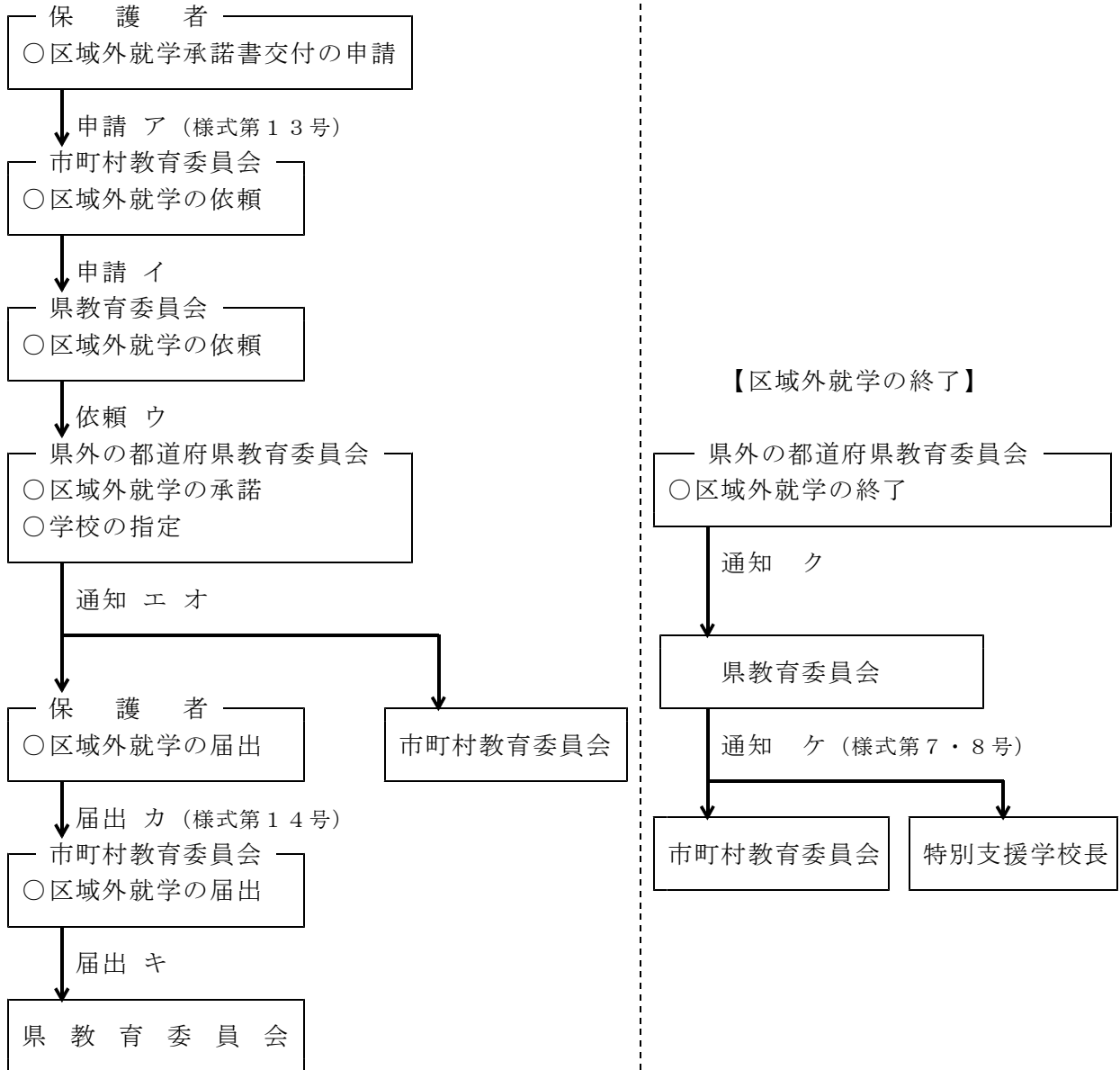
エ 市町村教育委員会の学齢簿の加除訂正の通知

市町村教育委員会は県教育委員会へ、速やかに、様式第6号でその旨を通知します。

(6) 県内の特別支援学校から県外の特別支援学校へ転学するとき

県外への住所変更を伴う場合 [県外の都道府県教育委員会の指示に従う]

住所変更を伴わない場合 (区域外就学) [県教育委員会と県外の都道府県教育委員会とで協議する]



【承諾】

- ア 保護者から市町村教育委員会への申請
保護者は市町村教育委員会へ、様式第13号で、県外の都道府県教育委員会の区域外就学承諾書の交付を申請します。
- イ 市町村教育委員会から県教育委員会への申請
市町村教育委員会は県教育委員会へ、様式第13号及び学齢簿の謄本に区域外就学に対する教育長の副申をつけて申請します。
- ウ 県教育委員会から県外の都道府県教育委員会への依頼
県教育委員会は県外の都道府県教育委員会へ、様式第13号及び学齢簿の謄本に区域外就学に対する市町村教育委員会の教育長の副申をつけて依頼します。
- エ 県外の都道府県教育委員会から保護者等への通知
県外の都道府県教育委員会から、保護者は、区域外就学承諾書を取得し、学校名、入学期

日の通知を受けます。

オ 県外の都道府県教育委員会から市町村教育委員会への通知

県外の都道府県教育委員会から、市町村教育委員会は、氏名、学校名及び入学期日の通知を受けます。

カ 保護者から県教育委員会への届出

保護者は市町村教育委員会を経由して県教育委員会へ、様式第14号で、区域外就学承諾書をつけて届け出ます。

キ 市町村教育委員会は県教育委員会へ、速やかに、区域外就学の通知をするとともに、「区域外就学承諾書」の写し及び個人判定票を送付します。

※県教育委員会を通じて、エ・オの通知をした場合、カ・キの手続きは必要ありません。

【終了】

ク 県外の都道府県教育委員会から県教育委員会への通知

県外の都道府県教育委員会から、区域外就学終了の通知を受けます。

ケ 県教育委員会から保護者等への就学通知

県教育委員会は保護者へ、速やかに、様式第7号で、入学期日と就学すべき特別支援学校を通知します。

また、転入する特別支援学校長と転出した特別支援学校長及び当該児童生徒の住所の存する市町村教育委員会へ、様式第8号で通知します。

* 区域外就学に係る市町村教育長副申（例）

〇〇〇第 号
平成 年 月 日

大分県教育委員会教育長 殿

〇〇教育委員会
教育長 〇〇 〇〇

児童・生徒の区域外就学願いについて（申請）

1. 児童・生徒氏名 〇〇 〇〇 生年月日
保護者氏名 〇〇 〇〇
住 所 ▲▲▲▲▲
2. 本児の障がいの状況について * 障がいの状況が分かるように記述する
例) 視覚障がい（身体障害者手帳〇種〇級）、知的障がい（療育手帳〇〇）
3. 区域外就学の理由 * 区域外就学にいたった理由を具体的に記述する

例) 本児は、〇市〇〇に在住の視覚障がいと知的障がいを併せ有する児童です。現在、〇〇支援学校に在籍しております。……の理由により、〇〇に入院することとなり、これに伴って△△県立〇〇支援学校に転学を希望することとなりました。

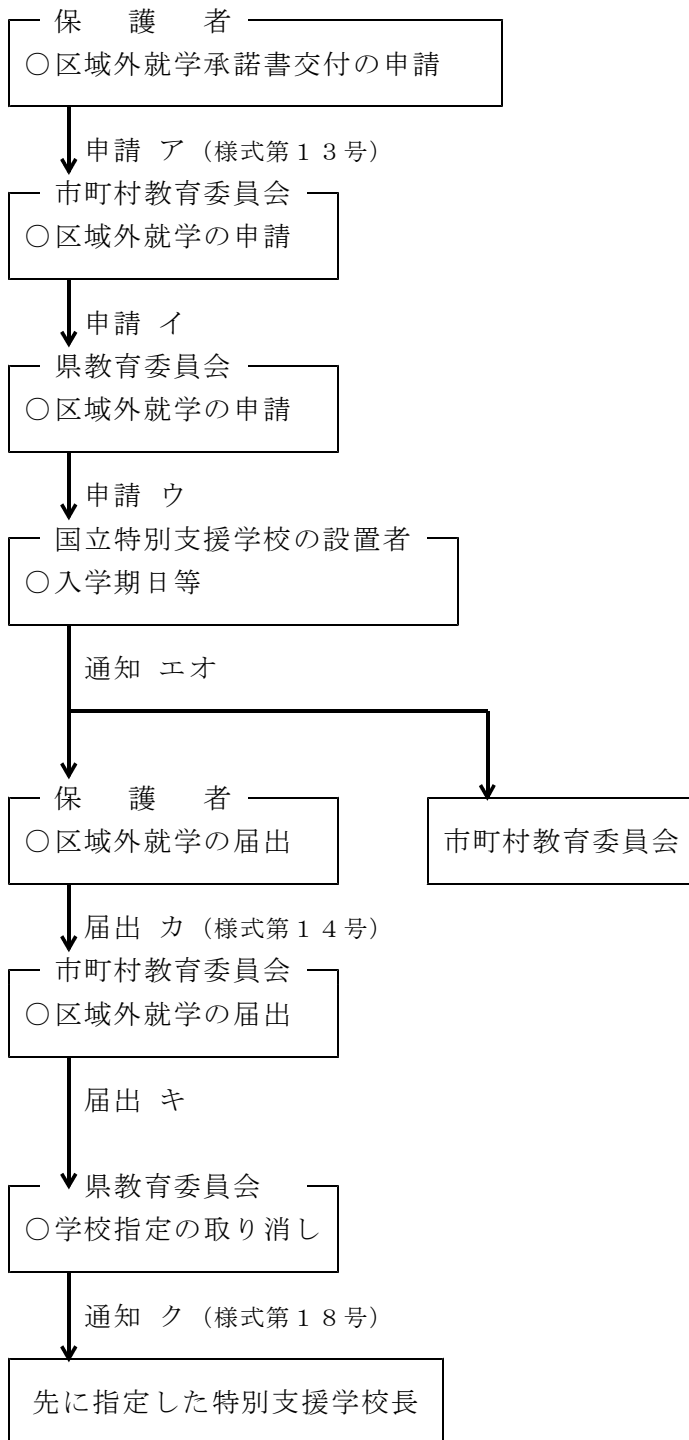
手術後の回復と学校教育の継続の観点から、△△県立〇〇支援学校への転学が指導上望ましいと思われまます。本児の転学について、〇〇市就学指導委員会に諮問した結果、△△県立〇〇支援学校が最も適正であると判定が出されました。

〇〇市教育委員会としても、この判定を尊重し、本児の障がいの状況、家庭状況から、本児について△△県立〇〇支援学校が最も適切であると判断しました。

以上のことから、本児の区域外就学について申請します。

(7) 県内の特別支援学校から国立の特別支援学校へ入学又は転学するとき

[区域外就学として、市町村教育委員会と国立特別支援学校の設置者とで協議する]



* 区域外就学として取り扱います。

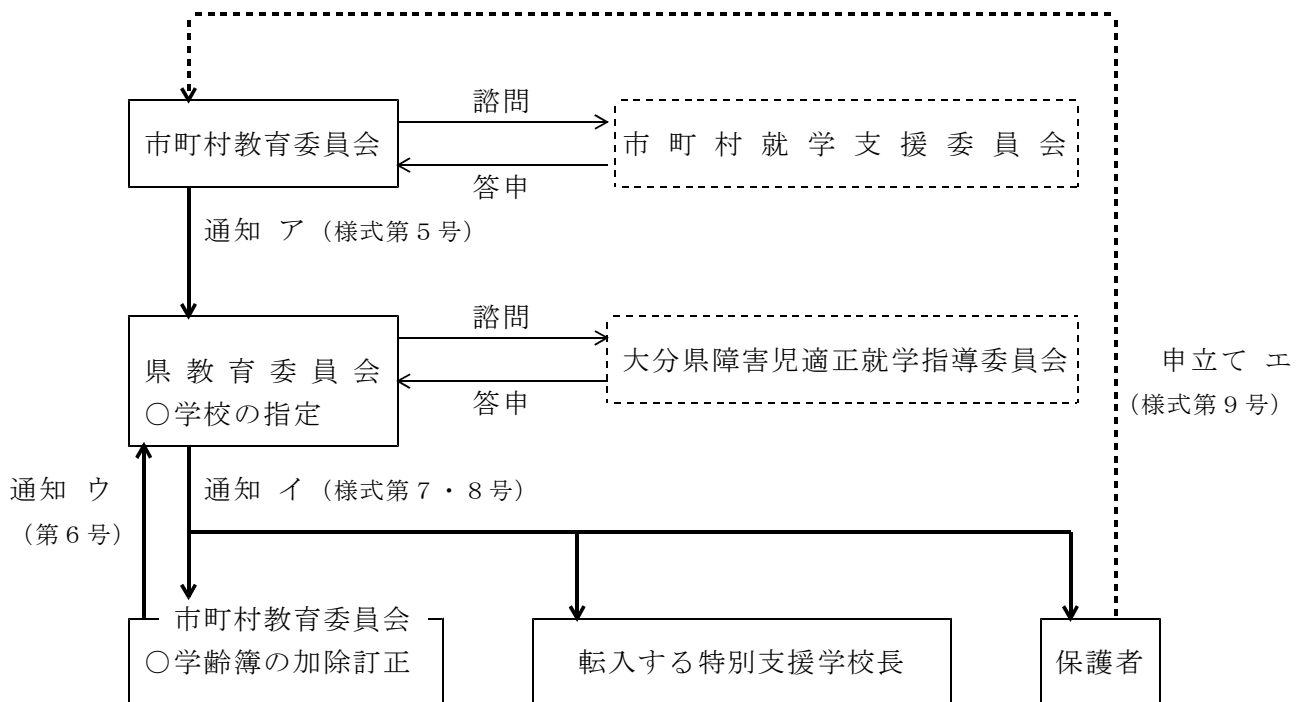
* アからキの手続は、(6) 県内の特別支援学校から県外の特別支援学校へ転学するときと同じです。(6)の県外の特別支援学校を国立の特別支援学校と読み替えて手続をします。

ク 学校指定取り消しの通知

県教育委員会は先に指定した特別支援学校長へ、様式第18号で学校指定の取り消しについて通知します。

(8) 県外の特別支援学校または小・中学校から県内の特別支援学校へ転入学するとき

住所変更を伴う場合



ア 市町村教育委員会から県教育委員会への通知

市町村教育委員会は県教育委員会へ、速やかに、様式第5号で、特別支援学校に在籍する学齢児童生徒が転居等により新たに学齢簿に記載されることとなった者がある場合は、総合的な判断により特別支援学校への就学が適当とした者の氏名及び特別支援学校に就学させることが適当である旨を通知します。このとき、当該児童生徒の個人判定表（別紙様式①）医師診断書（別紙様式②）生育歴調査書（別紙様式③）障がい種別調査書（別紙様式⑨～⑮）及び学齢簿謄本等を併せて送付します。

イ 県教育委員会から保護者等への就学通知

県教育委員会は保護者へ、様式第7号で、入学期日と就学すべき学校を通知します。

また、転入する特別支援学校長と当該児童の住所の存する市町村教育委員会へ、様式第8号で通知します。

ウ 市町村教育委員会から県教育委員会への通知

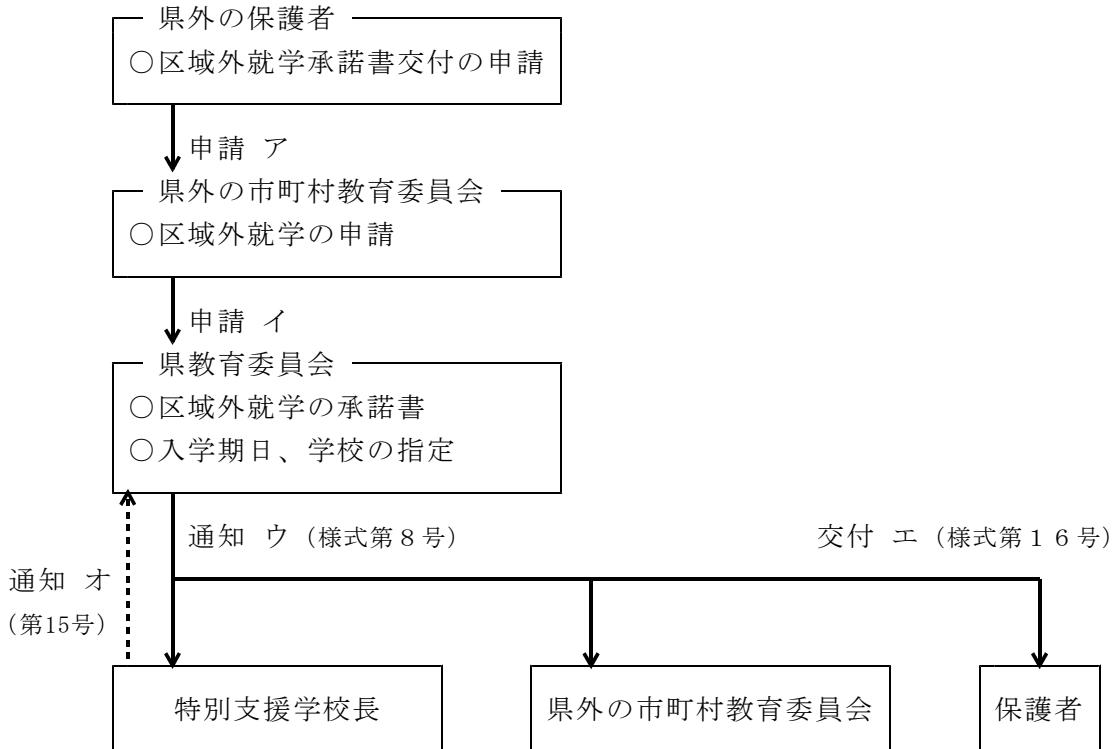
市町村教育委員会は県教育委員会へ、様式第6号で、学齢簿の加除訂正を通知します。

エ 保護者から県教育委員会への申立て

保護者は県教育委員会へ、市町村教育委員会を経由して、様式第9号で指定した学校の変更について申立ての手続きをとることができます。

住所変更を伴わない場合

[区域外就学として、県外の市町村教育委員会と県教育委員会とで協議する]



ア 保護者から県外の市町村教育委員会への申請

保護者は県外の市町村教育委員会へ、大分県教育委員会の区域外就学承認書の交付について申請します。

イ 県外の市町村教育委員会から大分県教育委員会への申請

県外の市町村教育委員会は大分県教育委員会へ、当該県教育委員会を經由して、区域外就学承認願及び学齢簿の謄本に区域外就学に対する教育長の副申をつけて申請します。

ウ 大分県教育委員会から県外の市町村教育委員会等への通知

大分県教育委員会は、転入する特別支援学校長及び県外の市町村教育委員会へ、速やかに、様式第8号で、学校名、入学期日を通知します。

エ 区域外就学承諾書の交付

大分県教育委員会は保護者に、区域外就学承諾書（様式第16号）を交付します。

オ 区域外就学の終了の通知

特別支援学校長は大分県教育委員会へ、児童生徒の区域外就学が終了し、住所の存する市町村の小・中学校又は当該県立特別支援学校へ就学する場合は、速やかに様式第15号で、児童生徒氏名、区域外就学終了年月日等を通知します。

また、大分県教育委員会は当該市町村教育委員会へ、当該県教育委員会を經由して、区域外就学の終了を通知します。

(9) 特別支援学校長の市町村教育委員会への通知

ア 長期欠席者の通知

特別支援学校長は、当該児童生徒が休業日を除き引き続き7日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させたいことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該児童生徒の住所の存する市町村教育委員会へ通知しなければなりません。(学校教育法施行令第20条)

イ 全課程の修了者の通知

特別支援学校長は、毎学年の修了後、速やかに、特別支援学校の小・中学部の全課程を修了した者の氏名を、その者の住所の存する市町村教育委員会へ通知しなければなりません。
(学校教育法施行令第22条)

ウ 住所の存する県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学する者が中途退学した場合の通知

- 当該学校の校長は、速やかに、様式第16号で、その者の住所の存する市町村教育委員会を経由して(学校教育法施行令第18条)、県教育委員会へ通知しなければなりません。
- 市町村教育委員会から県教育委員会へ、様式第6号で、学齢簿の加除訂正について通知しなければなりません。
(学校教育法施行令第13条)

4 就学関係諸様式

(1) 作成上の留意点

必要な資料の作成に当たっては、市町村教育委員会の職員又は市町村教育委員会から調査を委嘱された者が、保護者及び対象児と面接の上必要事項を記入します。ただし、個人判定票については、市町村教育委員会の職員が作成するようにしてください。

また、下記の資料の他に関係機関等で調査及び診断を行った資料があれば、保護者及び関係機関の了承を得た上で添付してください。なお、就学に関するすべての資料は取扱いには十分注意願います。

(2) 新入学時に必要となる資料

- 個人判定票（別紙様式①）
- 医師診断書（別紙様式②）
- 生育歴調査書（別紙様式③）
- 障がい種別調査書（別紙様式④～⑩）
 - * 主障がいについて、該当する調査書。
視覚障がい児調査書(④)、聴覚障がい児調査書(⑤)、知的障がい児調査書(⑥)、
肢体不自由児調査書(⑦)、病弱・身体虚弱児調査書(⑧)
 - * 併せ有する障がいがある場合、該当する調査書。
視覚障がい児調査書(④)、聴覚障がい児調査書(⑤)、知的障がい児調査書(⑥)、
肢体不自由児調査書(⑦)、病弱・身体虚弱児調査書(⑧)
 - * 参考資料として該当する障がいの状態のある調査書
情緒障がい児調査書(⑨)、言語障がい児調査書(⑩)

(3) 転学時に必要となる資料

- 新入学児と同じ様式で作成する資料（別紙様式①～③）
個人判定票（①） 医師診断書（②） 生育歴調査書（③）
 - * 参考資料として該当する障がいの状態のある調査書（別紙様式⑨⑩）
情緒障がい児調査書(⑨)、言語障がい児調査書(⑩)
- 在籍児童生徒用として作成する資料（別紙様式⑪～⑮）
 - * 障がい種別調査書
視覚障がい児調査書(⑪)、聴覚障がい児調査書(⑫)、知的障がい児調査書(⑬)、
肢体不自由児調査書(⑭)、病弱・身体虚弱児調査書(⑮)
・「当該学年の教科等の理解度」の欄は、現在使用している学年の教科書又は内容など
についてその状況を記入する。
 - * 併せ有する障がいがある場合、該当する調査書を作成する。
視覚障がい児調査書(⑪)、聴覚障がい児調査書(⑫)、知的障がい児調査書(⑬)、
肢体不自由児調査書(⑭)、病弱・身体虚弱児調査書(⑮)

(4) 必要となる資料の作成について

ここでは、先に示した新入学・転学時に必要となる資料の記述例と記述にあたっての留意点を様式ごとに整理しますので、作成の参考としてください。

〈新入学・転学ともに同じ様式の資料〉

○ 個人判定票（別紙様式①）

別紙様式 ①		個人判定票	
市町村名 ○○市		記入者名 ○○ ○○○ 印	
ふりがな 対象児氏名	○○ ○○○	男 女	生年月日 平成 ○○年 ○月 ○日
保護者氏名	○○ ○○○	住所	電話 - -
保護者が入学を希望する 特別支援学校名	●●支援学校	訪問教育 希望の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
障がい種別	主たる障がい		併せ有する障がい
	<input checked="" type="radio"/> 知的障がい <input type="radio"/> 聴覚障がい <input type="radio"/> 肢体不自由 <input type="radio"/> 病弱 <input type="radio"/> [その他の障がい] <input checked="" type="radio"/> 情緒障がい <input type="radio"/> 言語障がい		<input type="radio"/> 視覚障がい <input type="radio"/> 聴覚障がい <input type="radio"/> 知的障がい <input type="radio"/> 肢体不自由 <input type="radio"/> 病弱
就学に関する 保護者の希望	これまでの就学相談・特別支援学校の見学等を通して、本児にあった教育を受けることができるのは特別支援学校（●●支援学校）であると考えている。		
面接時の児童 生徒等の状況	「名前を教えてください」などの問いかけに対して反応は返ってこなかった。電気のスイッチなどが気になる様子で何度も触っていた。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">面接時のやりとりや目立った行動等を記述する</div>		
就学 支援 の 経 過	年月日	相談内容・判定内容等	
	H24. 9月	校内委員会で小学校入学に際して、就学先検討が必要であることを確認。	
	H25. 6月	就学支援の経過について市教委と幼稚園で共通理解を図る。 ※幼稚園は今後、保護者との面談を行い校内委員会を開く。	
	8月	幼稚園から、本人の障がいの状況、保護者の意見等から特別支援学校への就学が適当ではないかとの連絡が入る。	
	9月	保護者、本人による特別支援学校の見学。	
10月	本人の園での様子等の詳細を担任等から聞き取る。		
H26. 11月	保護者と面談し、意見を詳細に聴取する。 知的障がい特別支援学校が適当と●●市教育委員会が判断。		
市町村教育委員会の判断	<p>検査結果から知的発達の遅れがあると考えられる。 また、食事や着替えは一部、排泄はほぼ全面的な介助を必要とし、言葉によるコミュニケーションが成立しない状況である。</p> <p>本人の現状から身辺自立に関する内容に重点を置いた指導が重要であり、集団参加や身辺処理に関する指導場面では入学当初は常時支援者と一緒に活動できる支援体制が必要となると考えられる。</p> <p>保護者は、知的障がい特別支援学校を見学し、教育課程、卒業後の進路なども理解した上で入学を強く希望している。 市の就学支援委員会から、本児の実態、教育的ニーズから特別支援学校への就学が適当という意見をもらっている。</p> <p>以上のようなことを総合的に勘案し、知的障がいの特別支援学校への就学が適当であるという判断に至った。</p> <p style="text-align: right;">就学が適当と判断した学校名（ ●●支援学校 ）</p>		

【障がい種別】
該当するものを○で囲む。
複数に該当する場合は
すべてを○で囲むこと。
【注意】
○の付いた障がいについて
「調査書」が必要！

就学支援・相談の結果、保護者が最終的に希望していることについて記述する

市町村教育委員会が行った就学支援の経過がわかるように時系列で記述する

判断結果に至った背景を勘案事項に照らし、記述する

勘案事項
①障がいの状態
②障がいに基づく教育的ニーズ
③学校や地域の状況
④その他の事情
(保護者・専門家の意見含む)

◆この記述例は以下の要素を含んでいる。
①障がいの状態 …学校教育法施行令第22条3に示された障がいの程度に該当していること
②障がいに基づく教育的ニーズ …特別支援学校における教育が、本児の教育的ニーズであること
④その他の事情 …保護者の願い、専門家の意見とも合致していること
※「③学校や地域の状況」は必ずしも含んだ記述になっていなくてもよい。

◆もう一つのポイント
障がいの状態は、「障がい種別調査書」の記載をもとに記述されるべきもの。
したがって、「障がい種別調査書」（別紙様式④～⑮）には市町村教委の判断を裏付ける事実が記載されていることが必要。

○ 医師診断書（別紙様式②）

- * 主障がい、併せ有する障がいとともに、該当する障がいについての診断書が必要。
- * 医師診断書の入手が困難な場合は、県教育委員会と協議の上、療育手帳、身体障害者手帳の写し等公的な機関による障がいの状態等を証明するものを添付すること。

別紙様式 ②

医 師 診 断 書

※原則 1 年以内に作成されたもの

平成 年 月 日

病 院 名

医 師 氏 名

住 所

眼科 耳鼻咽喉科 精神科 内科

小児科 整形外科 () 科

【注意】
診断書は、障がいの状態を証明するものとして提出を求めている。
そこで、対象児童生徒等が該当する障がいの状態がわかるように記載していただきたい。

児童生徒氏名 (生年月日 年 月 日生)

1	疾 病 名	該当する障がいに関するもの
2	原 因 及 び 発 病 の 時 期	
3	現 在 の 症 状	児童生徒等の疾病における現在の症状について記入
4	障がいについての今後の処置及び見通し	
5	家 庭 に 対 す る 指 導 事 項	家庭・学校それぞれの場面で想定される疾病への対応の留意点等を記入
6	学 校 に 対 す る 要 望 事 項	※生活規制がある場合は詳細に記入願います。 (学校生活管理指導表の段階等を含む)
7	備 考 (検査所見、意見等)	

*障がいを2つ以上併せ有する場合は、それぞれの障がいの状態について記述する。
診断書を一枚提出の場合は、複数の障がいの状態がわかるように記入する。

学校における指導の参考にもなる情報。

[項目ごとの記述について：障がい種別] 記載にあたって以下の点にご留意いただくようお願いいたします。

障がい種別	現在の症状	指導事項・要望事項	備 考
視覚障がい	両眼で 0.5 以下の視力または視力以外の視機能障害があること。 →どの程度の見え方であるかを具体的に記載する。		最新の視力検査の情報 (検査日・検査機関等を記載する)
聴覚障がい	おおむね 60 デシベル以上の聴力で、補聴器等を使用しても通常の会話における聞き取りができていない状態であること。	人工内耳を装着していても話し声の理解のための教育的対応が必要という場合はその旨を記載する。	最新の聴力検査の情報 (検査日・検査機関等を記載する)
知的障がい	知的面に同年齢の子供と比較して平均水準より明らかに遅れがあること。 →他人との意思疎通の様子、日常生活に必要となる援助等も可能な限り具体的に記載する。	知的発達の遅滞が比較的軽度の場合、自己管理や対人関係の形成などの適応能力などの問題について記載する	・最新の発達検査の情報 (検査日・検査機関等を記載する) ・現在の症状、検査結果を踏まえた所見 など
<p>自閉症関連の診断名の場合は、特に、知的障がいの状態であることがわかるように記載する</p>			
肢体不自由	補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が全くできない、または実用性に欠ける状態であること。		
病弱・身体虚弱	慢性疾患の状態が、継続して医療又は生活規制を必要とする程度であること。 身体虚弱の状態が、継続して生活規制を必要とする程度であること。	継続して必要となる医療や生活規制について具体的に記載する。	障がいの様態に関する詳しい所見 ※診断名によってではなく、その様態によって判断するものなので、詳しい所見があることが望ましい。

○ 生育歴調査書（別紙様式③）

別紙様式 ③

生育歴調査書 平成 年 月 日 調査者氏名 ㊦

児童・生徒 氏 名		性 別	男 女	生年月日 年 齡	H〇年 〇月〇日生 満（ 10 ）歳
--------------	--	--------	--------	-------------	-----------------------

妊 娠 状 況	妊娠初期 正常	中期 正常	後期 正常
---------	---------	-------	-------

出 産 時	・ <u>熟産</u> ・未熟児 ・早産（ 月 ） ・体重（ 2800 g ） ・ <u>安産</u> ・難産 ・人工（ かん子 吸引 その他 ） ・仮死産（ 分位 ） ・麻酔（ かけた <u>かけない</u> ） ・泣き方（ <u>生まれてすぐ泣いた</u> 泣かない ） ・乳の飲み方（ <u>普通</u> 吸う力が弱かった ） ・その他特記事項（ 特になし ）			
-------	--	--	--	--

乳 児 期	・栄養（ 母乳 <u>混合</u> 人工 ） ・発育（ 良 普通 不良 ）
	首のすわり 歳 3か月ぐらい 歯のはえ始め 歳 7か月ぐらい
	おすわり 歳 7か月ぐらい はいはい 歳 9か月ぐらい
	つかまり立ち 歳 9か月ぐらい 始 語 2歳10か月ぐらい
歩 き 始 め 1歳 2か月ぐらい 離 乳 の 時 期 歳 8か月ぐらい	

幼 児 期	・発育（ 良 <u>普通</u> 不良 ） （ 肥満 <u>普通</u> やせている ） ・3歳児検診（ <u>受けた</u> 受けていない ） 検診の結果（ ことばの遅れ 要経過観察、訓練を開始 ）
-------	--

これまで 受けた教育	通園施設等	施設名 ○○園 1歳 3か月 ～ 4歳 10か月 主な内容 遊びや生活指導を通して社会性の発達等を促す
	施設名 歳 月 ～ 歳 月 主な内容	

保育所・幼稚園 (幼稚園)	施設名 □□幼稚園 5歳 3か月 ～ 6歳 2か月
	施設名 歳 月 ～ 歳 月
	施設名 歳 月 ～ 歳 月

小 学 校 (小学部)	学校名 △△小学校
	[] 通常の学級（通級による指導 無・有：障がい種）
	[<u>〇</u>] 特別支援学級（障がい種 <u>知的障がい</u> ）
学校名	[] 通常の学級（通級による指導 無・有：障がい種）
	[] 特別支援学級（障がい種）

中 学 校 (中学部)	学校名
	[] 通常の学級（通級による指導 無・有：障がい種）
	[] 特別支援学級（障がい種）
学校名	[] 通常の学級（通級による指導 無・有：障がい種）
	[] 特別支援学級（障がい種）

身体障害者手帳	・ <u>無</u> ・有（第 種 級 年 月 日 交付・再認定） （障がい名）
療 育 手 帳	・無 ・ <u>有</u> （ A1 <u>A2</u> B1 B2 H26年9月21日 交付 ・ <u>判定</u> ）

母子手帳をもとに記入。

障がいに即した教育を受けたことがある場合に記入。
例：別府発達医療センターの「ひばり園」「こじか園」等

「通級による指導」を受けている場合や特別支援学級在籍の場合は、「障がい種」を記入すること。

最新の情報を記入する。

該当する学級に〇を付ける

手帳をもっていない場合「無」に〇を付ける

【身体障害者手帳】

手帳に記載されている障がい名と障がい名ごとに示されている等級を記入。
再認定されている場合は、その日付を記載すること。

【療育手帳】

最終判定している日付とその結果を記入する。

（新入学と転学では様式が違う資料）

○ 障がい種別調査書（【新入学】別紙様式④～⑧【転学】別紙様式⑩～⑮）

* 個人判定票の「障がい種別」欄で○を付けた障がい種について、すべて作成する。

◆別紙様式④

別紙様式④（新入学）		平成 年 月 日				新入学	
視覚障がい児調査書		性	男	生年月日	年 月 日	性	男
氏名		別	女	年 齢	年 月 日	別	女
障がいに関連する診断名							
障 治 療 歴	治療中	過去に治療（治療時期： 年 診断： 年）					
が 視 力	右（ ） 左（ ） 両眼（ ） *（ ）は矯正	全くものが見えない	明暗がわかる	目前で手を動かす	目の指の数が分かる		
視覚補助具等の使用	矯正眼鏡	遮光眼鏡	コンタクトレンズ		弱視レンズ		
目の使い方の状況	目を向けて見ようとしない	光の動きを目で追えない	ものを手で目で確かめられない	近くのものをはっきり目で確かめられない			
目による判別	全くものの判別ができない	もの大小の区別がどうにかできる	色や形の大体がわかる	色や形を間違いない判断できる			
移 動	一人では動けない	室内程度なら移動することができる	障がい物を確かめながら歩くことができる	歩くことにはほとんど支障はない			
身辺処理	食事	全量又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる		
衣服の着脱	全量又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる			
心の安定	身近な人が側にいてもあまり安定しない	身近な人が側にいれば落ち着いている	時々不安定になることがある	情緒は安定している			
行動	指示に対する反応	ほとんど反応が認められない	的でないが反応する	どうにか指示に応じた反応をする	指示に従って行動する		
物に対する興味・関心	全く興味・関心を示さない	特定のことに興味・関心を示す	興味・関心を示す	提示されたものは興味・関心を示す	いろいろな事に興味・関心を示す		
安全管理	常時1対1の対応が必要である	常時注意と配慮が必要である	一般的な注意と配慮が必要である	安全に対する自己管理ができる			
社会性	表現手段が極めて乏しい	不明確な声や身振りで表現する	単語や意図した身振りで表現する	言葉を使って表現する			
対人関係	ほとんど成立しない	特定の人以上でどうにか成立する	かかわりを求めると反応がある	かなり積極的にかかわる			
性 集 団 参 加	ほとんど参加できない	だれかについていれば参加する	特定の小集団なら参加する	かなり自発的に参加する			
知 識 理 解	文字にはほとんど関心がない	名前程度は読める	五十音が少し読める	五十音が読める			
数量	数量にはほとんど関心がない	大小、長短などが理解できる	言われた数だけ物をとる（1～5）	言われた数だけ物をとる（10程度）			
その他日常生活等における特記事項							
調査者の所見							

視覚障がい児調査書

◆別紙様式⑩

別紙様式⑩（転学）		平成 年 月 日				調査者氏名	
視覚障がい児調査書		性	男	生年月日	年 月 日	性	男
氏名		別	女	年 齢	年 月 日	別	女
障がいに関連する診断名							
障 治 療 歴	治療中	過去に治療（治療時期： 年 診断： 年）					
が 視 力	右（ ） 左（ ） 両眼（ ） *（ ）は矯正	全くものが見えない	明暗がわかる	目前で手を動かす	目の指の数が分かる		
視覚補助具等の使用	矯正眼鏡	遮光眼鏡	コンタクトレンズ		弱視レンズ		
目の使い方の状況	目を向けて見ようとしない	光の動きを目で追えない	ものを手で目で確かめられない	近くのものをはっきり目で確かめられない			
目による判別	全くものの判別ができない	もの大小の区別がどうにかできる	色や形の大体がわかる	色や形を間違いない判断できる			
移 動	一人では動けない	室内程度なら移動することができる	障がい物を確かめながら歩くことができる	歩くことにはほとんど支障はない			
身辺処理	食事	全量又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる		
衣服の着脱	全量又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる			
心の安定	身近な人が側にいてもあまり安定しない	身近な人が側にいれば落ち着いている	時々不安定になることがある	情緒は安定している			
行動	指示に対する反応	ほとんど反応が認められない	的でないが反応する	どうにか指示に応じた反応をする	指示に従って行動する		
物に対する興味・関心	全く興味・関心を示さない	特定のことに興味・関心を示す	興味・関心を示す	提示されたものは興味・関心を示す	いろいろな事に興味・関心を示す		
安全管理	常時1対1の対応が必要である	常時注意と配慮が必要である	一般的な注意と配慮が必要である	安全に対する自己管理ができる			
社会性	表現手段が極めて乏しい	不明確な声や身振りで表現する	単語や意図した身振りで表現する	言葉を使って表現する			
対人関係	ほとんど成立しない	特定の人以上でどうにか成立する	かかわりを求めると反応がある	かなり積極的にかかわる			
性 集 団 参 加	ほとんど参加できない	だれかについていれば参加する	特定の小集団なら参加する	かなり自発的に参加する			
当該学年の教科等	国 語						
の理解度	難・詳						
その他							
その他日常生活等における特記事項							
調査者の所見							

転学

【留意事項】

新入学と転学の違い ～他の障がい種別調査書も共通～

◇(A) 新入学と転学で記載内容が違うので注意すること。

【新入学】知識理解 …該当する項目に○を付ける。

【転学】当該学年の教科等の理解度 … 項目に対応した内容を文章で記述する。

◆障がいの状況

重要 「視力」「視覚補助具等の使用」

視力：最新の情報（検査結果）を記載する。

- ・裸眼と矯正視力を正確に書き分ける。
- ・点線下に示された「見えの程度」の該当欄に○を付ける。

◆その他日常生活等における特記事項の記述例

例：視野狭窄のため、文章の読み書きに困難が生じてきており、本人はストレスを感じている。「周りの人がわかってくれない」とつらい気持ちを医師や教師に漏らしたりすることが多くなっている。

※視力以外の視機能障がいがある場合は、その詳しい状態を記入する。

◆別紙様式⑤

別紙様式⑤ (新入学)
聴覚障がい児調査書 平成 年 月 日 **新入学**

児童・生徒氏名	性別	男	女	生年月日	年	月	日	年齢	満()歳
障がいに関連する診断名									
治療歴	治療中 過去に治療(治療時期: 年 診断:)								
聴力	右	()デシベル	左	()デシベル					
	両耳	()デシベル	* ()は装用値						
補聴器等の使用状況	補聴器(片耳:左・右 両耳) 人工内耳(片耳:左・右 両耳)								
コミュニケーション手段の状況	身振り 聴覚活用 談話 指文字・キョードスピーチ 手話								
言葉の明瞭度	何を言っているのかほとんど分からない	はっきりしないが慣れればおよそ分かる	やや不明瞭だが、ほぼ聞き取れる	言葉は明瞭である					
食事	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる					
排泄	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる					
衣服の着脱	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる					
心の安定	身近な人が側にいてもあまり安定しない	身近な人が側にいれば落ち着いている	時々不安定になることがある	情緒は安定している					
行動	指示に対する反応	ほとんど反応が認められない	的確でないが反応する	どうにか指示に応じた反応をする	指示に従って行動する				
面	物に対する興味・関心	全く興味・関心を示さない	特定のことに興味・関心を示す	提示されたものは興味・関心を示す	いろいろな事に興味・関心を示す				
安全管理	常時1対1の対応が必要である	常時注意と配慮が必要である	一般的な注意と配慮が必要である	安全に対する自己管理ができる					
社会表現	表現手段が極めて乏しい	不明瞭な声や身振りで表現する	単語や意図した身振りで表現する	言葉を使って表現する					
対人関係	ほとんど成立しない	特定の人ならどうにか成立する	かわりを求める反応がある	かなり積極的にかかわる					
性集団参加	ほとんど参加できない	だれかついていれば参加する	特定の小集団なら参加する	かなり自発的に参加する					
知識理解	文字にはほとんど関心がない	数量にはほとんど関心がない	数量にはほとんど関心がない	文字にはほとんど関心がない	ひらがな五十音が読める	ひらがな五十音が読める			
数量	数量にはほとんど関心がない	大小、長短などが理解できる	言われた数だけ物をとる(1~5)	言われた数だけ物をとる(10程度)					
その他日常生活等における特記事項									
調査者の所見									

◆別紙様式⑫

別紙様式⑫ (転学)
聴覚障がい児調査書 平成 年 月 日 調査者氏名

児童・生徒氏名	性別	男	女	生年月日	年	月	日	年齢	満()歳
障がいに関連する診断名									
治療歴	治療中 過去に治療(治療時期: 年 診断:)								
聴力	右	()デシベル	左	()デシベル					
	両耳	()デシベル	* ()は装用値						
補聴器等の使用状況	補聴器(片耳:左・右 両耳) 人工内耳(片耳:左・右 両耳)								
コミュニケーション手段の状況	身振り 聴覚活用 談話 指文字・キョードスピーチ 手話								
言葉の明瞭度	何を言っているのかほとんど分からない	はっきりしないが慣れればおよそ分かる	やや不明瞭だが、ほぼ聞き取れる	言葉は明瞭である					
食事	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる					
排泄	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる					
衣服の着脱	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる					
心の安定	身近な人が側にいてもあまり安定しない	身近な人が側にいれば落ち着いている	時々不安定になることがある	情緒は安定している					
行動	指示に対する反応	ほとんど反応が認められない	的確でないが反応する	どうにか指示に応じた反応をする	指示に従って行動する				
面	物に対する興味・関心	全く興味・関心を示さない	特定のことに興味・関心を示す	提示されたものは興味・関心を示す	いろいろな事に興味・関心を示す				
安全管理	常時1対1の対応が必要である	常時注意と配慮が必要である	一般的な注意と配慮が必要である	安全に対する自己管理ができる					
社会表現	表現手段が極めて乏しい	不明瞭な声や身振りで表現する	単語や意図した身振りで表現する	言葉を使って表現する					
対人関係	ほとんど成立しない	特定の人ならどうにか成立する	かわりを求める反応がある	かなり積極的にかかわる					
性集団参加	ほとんど参加できない	だれかついていれば参加する	特定の小集団なら参加する	かなり自発的に参加する					
当該学年	国語	転学							
の教科書	算・評								
の理解度	その他								
その他日常生活等における特記事項									
調査者の所見									

聴覚障がい児調査書

【留意事項】

◆障がいの状況

重要 「聴力」「補聴器等の使用状況」「コミュニケーション手段の状況」

聴力：最新の情報（検査結果）を記載する。

- 補聴器等を使用している場合は、裸耳と補聴器等装用時の数値を記載する。

【例】 右耳：補聴器装用 左耳：人工内耳の場合
聴力 右 90(90) 左 90(40)
両耳 90(40)

- 点線下に示された「聞こえの程度」の該当欄に○を付ける。

◆その他日常生活等における特記事項記述例

例：学習場面では、支援員が手話や指文字を使って語句の説明などを行っているが、複雑な内容理解が難しくなっている。少し時間をかけて説明を加えるなど本児が理解できる指導体制が必要。

◆別紙様式⑥

別紙様式⑥ (新入学)
知的障がい児調査書 平成 年 月 日 調査者氏名

児童・生徒氏名 性別 男 女 生年月日 年齢 満()歳

新入学

*WISC、田中ビネー、遠城寺式乳幼児発達検査など標準化された検査を1つは実施すること。

検査名	検査年月日	検査結果の状況
諸検査		
障がいに関連する診断名	健康状態の安定度 ()	
医療面の配慮	服薬の有無 (有、無) 医療的ケアの有無 (なし、吸引、導尿、経管栄養、その他)	
食 事	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である
排 泄	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である
衣服の着脱	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である
心の安定	身近な人が側にいてもあまり安定しない	身近な人が側にいれば落ち着いている
指示に対する反応	ほとんど反応が認められない	的確でないが反応する
物に対する興味・関心	全く興味・関心を示さない	特定なことに興味・関心を示す
安全管理	常時1対1の対応が必要である	常時注意と配慮が必要である
表現	表現手段が極めて乏しい	不明瞭な声や身振りで表現する
対人関係	ほとんど成立しない	特定の人ならどうにか成立する
集団参加	ほとんど参加できない	誰かついていれば参加する
知 識	文字にはほとんど関心がない	名前程度は読める
理 解	数量にはほとんど関心がない	ひらがな五十音が少し読める
数 量		ひらがな五十音が読める
その他日常生活等における特記事項		
調査者の所見		

◆別紙様式⑬

別紙様式⑬ (転学)
知的障がい児調査書 平成 年 月 日 調査者氏名

児童・生徒氏名 性別 男 女 生年月日 年齢 満()歳

*WISC、田中ビネー、遠城寺式乳幼児発達検査など標準化された検査を1つは実施すること。

検査名	検査年月日	検査結果の状況
諸検査		
障がいに関連する診断名	健康状態の安定度 ()	
医療面の配慮	服薬の有無 (有、無) 医療的ケアの有無 (なし、吸引、導尿、経管栄養、その他)	
食 事	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である
排 泄	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である
衣服の着脱	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である
心の安定	身近な人が側にいてもあまり安定しない	身近な人が側にいれば落ち着いている
指示に対する反応	ほとんど反応が認められない	的確でないが反応する
物に対する興味・関心	全く興味・関心を示さない	特定なことに興味・関心を示す
安全管理	常時1対1の対応が必要である	常時注意と配慮が必要である
表現	表現手段が極めて乏しい	不明瞭な声や身振りで表現する
対人関係	ほとんど成立しない	特定の人ならどうにか成立する
集団参加	ほとんど参加できない	誰かついていれば参加する
当該学年 国 語		
の教科等 算 数		
の理解度 その他		
その他日常生活等における特記事項		
調査者の所見		

転学

知的障がい児調査書

【留意事項】

◆諸検査

重要 検査結果は「個別の教育支援計画」等にも役立つ情報であり、必須である。

- ・重度の知的障がいの場合でも「遠城寺式乳幼児分析的発達検査」などの検査は可能であるので、必ず記入する。
- ・脳性麻痺などの肢体不自由を有する子供の場合は、基本的な動作に困難があり、検査結果に動作性の低さが影響する可能性が高いので、動作性と言語性それぞれの力がわかる検査が望ましい。

◆その他日常生活等における特記事項

- ・「身辺処理」「行動面」「社会性」については、特別支援学校（知的障がい）の対象者となる子供の障がいの程度に該当するか否かの判断に必要となる情報である。
- 「社会生活への適応が著しく困難」として特別支援学校（知的障がい）への就学が適当と判断している場合詳しい状態を記載する。

例：新入学児の場合

- ・歌を歌う、絵を描くなどの活動を集団で行うことは難しく、支援者と別室で過ごすことが多い。
- ・自分から他児へかかわることは全くなく、他児から差し出されたおもちゃを受け取る程度のかかわりである。
- ・突然、教室を飛び出すなどの行為が一日に複数回見られる。

◆別紙様式⑦

別紙様式⑦ (新入学)
肢体不自由児調査書 平成 年 月 日 新入学 印

児童・生徒氏名	性別	男	女	生年月日	年齢	満()歳
障がいに関連する診断名	健康状態の安定度 ()					
医療面の配慮	健康状態の安定度 () 服薬の有無 (有、無) 医療的ケアの有無 (なし、吸引、嚔尿、経管栄養、その他)					
首のすわり	自分の力では全く起こせない	手を添えると少しは起こそうとする	椅子、パギーにより起こしておれる	上下、左右自由に動かせる		
座位保持	全く寝たきりである	人の介助があれば座れる	補助具があれば座れる	自分だけの力で座れる		
立位保持	全く立てない	人の介助があれば立てる	補助具があれば立てる	自分の力で立てる		
手の使い方	指を動かせない、又は動かそうとしない	手に触れたものをつかもつとする	ガラガラなどを握って振る	鉛筆などを握り、なぐり書きをする		
移動能力	一人では移動できない	はうことができる	ウォーカーなどを使って移動できる	自分の力で歩行できる		
食事	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる		
排泄	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる		
衣服の着脱	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる		
心の安定	身近な人が側にいてもあまり安定しない	身近な人が側にいれば落ち着いている	時々不安定になることがある	情緒は安定している		
指示に対する反応	ほとんど反応が認められない	的確でないが反応する	どうにか指示に応じた反応をする	指示に従って行動する		
物に対する興味・関心	全く興味・関心を示さない	特定なことに興味・関心を示す	提示されたものは興味・関心を示す	いろいろな事に興味・関心を示す		
安全管理	常時1対1の対応が必要である	常時注意と配慮が必要である	一般的な注意と配慮が必要である	安全に対する自己管理ができる		
表現	表現手段が極めて乏しい	不明瞭な声や身振りで表現する	単語や意図した身振りで表現する	言葉を使って表現する		
対人関係	ほとんど成立しない	特定の人ならどうにか成立する	かかわりを求めるか反応がある	かなり積極的にかかわる		
集団参加	ほとんど参加できない	だれかついていれば参加する	特定の小集団なら参加する	かなり自発的に参加する		
知能	文字にはほとんど関心がない	名前程度は読める	ひらがな五十音が少し読める	ひらがな五十音が読める		
理解	数量にはほとんど関心がない	大小、長短などが理解できる	言われた数だけ物をとる (1~5)	言われた数だけ物をとる (10程度)		
その他日常生活等における特記事項						
調査者の所見						

◆別紙様式⑭

別紙様式⑭ (転学)
肢体不自由児調査書 平成 年 月 日 調査者氏名 印

児童・生徒氏名	性別	男	女	生年月日	年齢	満()歳
障がいに関連する診断名	健康状態の安定度 ()					
医療面の配慮	健康状態の安定度 () 服薬の有無 (有、無) 医療的ケアの有無 (なし、吸引、嚔尿、経管栄養、その他)					
首のすわり	自分の力では全く起こせない	手を添えると少しは起こそうとする	椅子、パギーにより起こしておれる	上下、左右自由に動かせる		
座位保持	全く寝たきりである	人の介助があれば座れる	補助具があれば座れる	自分だけの力で座れる		
立位保持	全く立てない	人の介助があれば立てる	補助具があれば立てる	自分の力で立てる		
手の使い方	指を動かせない、又は動かそうとしない	手に触れたものをつかもつとする	ガラガラなどを握って振る	鉛筆などを握り、なぐり書きをする		
移動能力	一人では移動できない	はうことができる	ウォーカーなどを使って移動できる	自分の力で歩行できる		
食事	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる		
排泄	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる		
衣服の着脱	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる		
心の安定	身近な人が側にいてもあまり安定しない	身近な人が側にいれば落ち着いている	時々不安定になることがある	情緒は安定している		
指示に対する反応	ほとんど反応が認められない	的確でないが反応する	どうにか指示に応じた反応をする	指示に従って行動する		
物に対する興味・関心	全く興味・関心を示さない	特定なことに興味・関心を示す	提示されたものは興味・関心を示す	いろいろな事に興味・関心を示す		
安全管理	常時1対1の対応が必要である	常時注意と配慮が必要である	一般的な注意と配慮が必要である	安全に対する自己管理ができる		
表現	表現手段が極めて乏しい	不明瞭な声や身振りで表現する	単語や意図した身振りで表現する	言葉を使って表現する		
対人関係	ほとんど成立しない	特定の人ならどうにか成立する	かかわりを求めるか反応がある	かなり積極的にかかわる		
集団参加	ほとんど参加できない	だれかついていれば参加する	特定の小集団なら参加する	かなり自発的に参加する		
当該学年	国語					
の教科等	算・科					
の理解度	その他					
その他日常生活等における特記事項						
調査者の所見						

肢体不自由児調査書

【留意事項】

◆障がいの状況

各項目、4段階に分かれているのでどの段階に当てはまるか正確な見極めが必要。

特に注意！【移動能力】

- ・「ウォーカーなどを使って移動できる」
- ・「自分の力で歩行できる」

→移動手段として実用レベルでウォーカーが使えるまたは歩行できる場合に当てはまる。

歩行訓練でウォーカーを使用している、数歩歩けるなどの状態は移動手段として実用レベルとは言えない。

◆その他日常生活等における特記事項

障がいの状況で当てはまる段階のチェックだけではわかりにくい場合は具体的な姿をここに記載する。

例：移動能力…ウォーカーで歩行訓練をしているが実用レベルまでには至っていない。

→段階としては「はうことができる」にチェック

→特記事項に例えば次のように記載する。

「ウォーカーを使って歩行訓練中である。一人ですべての教室移動は難しいが、隣の教室までの廊下を一人で移動する程度（5m程度の移動）はできるようになっている。」

◆別紙様式⑧

別紙様式⑧ (新入学)
病弱・身体虚弱児調査書 平成 年 月 日 調査者氏名 印
 児童・生徒氏名 性別 男女 生年月日 年 月 日 生 年 月 日 歳 () 歳

新入学

障 が い の 状 況	障がいに関連する診断名	入院時期 歳 か月頃				
	入院歴	疾病名	入院時期	歳 か月頃	入院時期	歳 か月頃
	通院歴	疾病名	通院期間	歳 か月頃～	歳 か月頃	歳 か月頃
	服薬の有無	(服薬状況について)				
の 状 況	病気に対する抵抗力	病気にかかりやすく、一度かかるとなおりにくい	病気にかかりやすいが、回復は早い	時々病気にかかる程度で、回復も早い	時々病気にかかる程度で、回復も早い	
	疲労度	体を動かす程度で非常に疲れる	移動は差し支えないが、疲労しやすい	かなり活動しても、疲労が少ない	かなり活動しても、疲労が少ない	
	発育	非常に遅れている	やや遅れている	ほぼ正常である	ほぼ正常である	
	生活規制(安静度)	強く規制されている	活動によっては規制がある	特に規制はない	特に規制はない	
生活面・安全面で必要な配慮						

身 辺 処 理	食 事	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる
	排 泄	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる
	衣服の着脱	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる
	心の安定	身近な人が側にいてもあまり安定しない	身近な人が側にいれば落ち着いている	時々不安定になることがある	情緒は安定している
行 動 面	指示に対する反応	ほとんど反応が認められない	的確でないが反応する	どうにか指示に応じた反応をする	指示に従って行動する
	物に対する興味・関心	全く興味・関心を示さない	特定のことに興味・関心を示す	提示されたものは興味・関心を示す	いろいろな事に興味・関心を示す
	安全管理	常時1対1の対応が必要である	常時注意と配慮が必要である	一般的な注意と配慮が必要である	安全に対する自己管理ができる
	表現	表現手段が極めて乏しい	不明瞭な声や身振りで表現する	単語や意図した身振りで表現する	言葉を使って表現する
社 会 性	対人関係	ほとんど成立しない	特定の人以上らどうか成立する	かわりを求める	かなり積極的にかかわる
	集団参加	ほとんど参加できない	だれかついていれば参加する	特定の小集団なら参加する	かなり自発的に参加する
	知 識 理 解	文字にはほとんど関心がない	名前程度は読める	ひらがな五十音が少し読める	ひらがな五十音が読める
その他日常生活等における特記事項					
調査者の所見					

◆別紙様式⑮

別紙様式⑮ (転学)
病弱・身体虚弱児調査書 平成 年 月 日 調査者氏名 印
 児童・生徒氏名 性別 男女 生年月日 年 月 日 生 年 月 日 歳 () 歳

転学

障 が い の 状 況	障がいに関連する診断名	入院時期 歳 か月頃				
	入院歴	疾病名	入院時期	歳 か月頃	入院時期	歳 か月頃
	通院歴	疾病名	通院期間	歳 か月頃～	歳 か月頃	歳 か月頃
	服薬の有無	(服薬状況について)				
の 状 況	病気に対する抵抗力	病気にかかりやすく、一度かかるとなおりにくい	病気にかかりやすいが、回復は早い	時々病気にかかる程度で、回復も早い	時々病気にかかる程度で、回復も早い	
	疲労度	体を動かす程度で非常に疲れる	移動は差し支えないが、疲労しやすい	かなり活動しても、疲労が少ない	かなり活動しても、疲労が少ない	
	発育	非常に遅れている	やや遅れている	ほぼ正常である	ほぼ正常である	
	生活規制(安静度)	強く規制されている	活動によっては規制がある	特に規制はない	特に規制はない	
生活面・安全面で必要な配慮						

身 辺 処 理	食 事	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる
	排 泄	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる
	衣服の着脱	全面又は大部分介助が必要である	部分的介助が必要である	どうにか一人でできる	完全に一人でできる
	心の安定	身近な人が側にいてもあまり安定しない	身近な人が側にいれば落ち着いている	時々不安定になることがある	情緒は安定している
行 動 面	指示に対する反応	ほとんど反応が認められない	的確でないが反応する	どうにか指示に応じた反応をする	指示に従って行動する
	物に対する興味・関心	全く興味・関心を示さない	特定のことに興味・関心を示す	提示されたものは興味・関心を示す	いろいろな事に興味・関心を示す
	安全管理	常時1対1の対応が必要である	常時注意と配慮が必要である	一般的な注意と配慮が必要である	安全に対する自己管理ができる
	表現	表現手段が極めて乏しい	不明瞭な声や身振りで表現する	単語や意図した身振りで表現する	言葉を使って表現する
社 会 性	対人関係	ほとんど成立しない	特定の人以上らどうか成立する	かわりを求める	かなり積極的にかかわる
	集団参加	ほとんど参加できない	だれかついていれば参加する	特定の小集団なら参加する	かなり自発的に参加する
	当該学年の教科等の理解度	国 語	難・難	その他	
その他日常生活等における特記事項					
調査者の所見					

病弱・身体虚弱児調査書

【留意事項】

◆障がいの状況

- ・服薬：服薬有りの場合、どのような薬を、どのような医師の指示を受けて服薬しているかなどできる限り詳細に記入する。
- ・生活規制：医師の診断等により活動によっては生活規制があるまたは、強く規制されている場合は、「生活規制の状況」欄に記述する。
→どのような場面または活動で、どのような規制を医師から指示されているかなど
- ・生活面・安全面で必要な配慮：医師や専門機関の臨床心理士などから配慮が必要と指示されている内容について記述する。

◆その他日常生活等における特記事項

- ・疾病の様態が、「行動面」「社会性」に及んでいる場合は、特記事項に詳しい症状等を記載する。

〈共通する留意事項〉

◆障がいに関連する診断名

各障がいに関わる医学的診断について、調査できた範囲で記載する。

*障がいに関わる医学的診断のない場合は、「なし」とする。

◆身辺処理

- ・聞き取りのみでなく、面接時の子どもの様子を加味してチェックする。
- ・面接時には、必要に応じて指示したり、一緒に活動してみたりして子どもの状況を的確にとらえられるよう努める。

◆調査者の所見

- ・「～や～のような障がいの状態がある」と基準に示された障がいの状態に該当し、どのような指導が必要と考えられるかについて記載する。

例

食事や排泄等身辺処理全般に介助を要し、言葉によるコミュニケーションは成立しない状態にあり、身辺自立に向けた指導が重要である。

本児の実態、教育的ニーズから特別支援学校（知的障がい）の対象児であると考える。

(4) その他の留意点

児童生徒への一貫した支援を充実させるため、保護者の了解を得た上で、子供の就学先等について、これまでの支援機関等に対して情報提供を行い、子供の就学先への支援の引き継ぎ等について協力を求めることが考えられます。

また、特別支援学校へ就学することが適当と判断された児童生徒については、以降の手續が円滑かつ速やかになされるよう、都道府県教育委員会との密接な連携が求められます。

2 就学先の変更

(1) 特別支援学校から小・中学校への転学

特別支援学校に在学する児童生徒について、その障がいの状態等の変化により小・中学校への就学が適当であると思料する場合には、当該特別支援学校の校長は、その旨を、都道府県教育委員会を經由して市町村教育委員会へ通知します。

(学校教育法施行令第6条の3第1項、第2項)

市町村教育委員会は、これを踏まえ、当該児童生徒について再度就学先の検討を行い、新たに小・中学校へ就学させるか、引き続き特別支援学校に就学させるかの判断を行う。

(学校教育法施行令第6条第3号、第6条の3第3項)

なお、この他に、特別支援学校に在学する児童生徒が視覚障がい者等でなくなった場合においても、特別支援学校に在籍する児童生徒に対して、小・中学校への就学通知が発出されることとなります。

(学校教育法施行令第6条の2第1項)

(2) 小・中学校から特別支援学校への転学

小・中学校に在学する障がいのある児童生徒について、その障がいの状態等の変化により、これらの小・中学校に就学させることが適当でなくなったと思料する場合には、当該小・中学校の校長は、その旨を、市町村の教育委員会へ通知します。

(学校教育法施行令第12条の2第1項)

市町村教育委員会は、これを踏まえ、当該児童生徒について再度就学先の検討を行い、特別支援学校へ転学させるか引き続き現在の小・中学校に就学させるか、新たな別の小・中学校へ転学させるかの判断を行います。

(学校教育法施行令第12条の2第2項、第3項、第6条第6号)

なお、この他に、小・中学校に在学する児童生徒が新たに視覚障がい者等となった場合においても、その旨が校長から市町村教育委員会に対して通知されます。

(学校教育法施行令第12条第1項)

その上で、当該児童生徒について、視覚障がい者等となったことにより、これらの小・中学校に就学させることが適当でなくなったと思料する場合に限り、当該小・中学校の校長は、その旨を、併せて市町村教育委員会に通知します。市町村教育委員会は、これを踏まえ、同様に、当該児童生徒について再度就学先の検討を行います。

(学校教育法施行令第12条第2項、第3項、第6条第5号)